

制限付き一般競争入札制度の手引き

千葉都市モジュール株式会社（以下「会社」）では、入札制度のより一層の透明性、競争性及び公正性を確保する観点から、令和8年度に開始する工事等から、一定の入札参加資格要件を定める「制限付き一般競争入札」を実施します。

参加を希望する場合は、以下の事項について十分留意して参加して下さい。

- I. 制限付き一般競争入札制度の概略
- II. 積算内訳書の提出について
- III. 最低制限価格について
- IV. 入札保証金について

I. 制限付き一般競争入札制度の概略

1. 対象工事等

制限付き一般競争入札の対象となる建設工事等は、原則として会社が発注するすべての工事等とします。ただし、建設工事等契約事務取扱要領第18条各項に該当する場合（随意契約）はこの限りではありません。

2. 入札参加資格

(1) 次に掲げるものは入札に参加できないものとします。

- ①当該入札に係る契約を締結する能力を有しないもの
- ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げるもの
- ④手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないもの
- ⑤開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出したもの
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをしたもので同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていないもの
- ⑦民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをしたもので同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていないもの
- ⑧千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿、千葉市建設工事入札参加資格者名簿及び千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿に登録されていないもの
- ⑨千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、入札参加資格確認申請期限の日から開札日までの間に受けているもの
- ⑩前各号のほか、必要と認めて定めるもの

(2) 前項に定めるもののほか、入札参加者は、建設工事等の種類又は性質により、次に掲げる入札参加資格を設けたときは、必要とされる当該資格を有する者でなければなりません。

- ①格付等級
- ②経営事項審査結果通知書における一定値以上の総合評定値

- ③同種の施工又は履行実績
- ④技術者の配置
- ⑤前各号のほか、必要と認めて定める要件

3. 公表

(1) 工事等発注表（様式第1号）を、会社ホームページに公表します。

ホームページアドレス <https://www.chiba-monorail.co.jp/>

(2) 入札日前に公表する内容は以下のとおりです。

- ①業種
- ②工事等の名称（委託名）
- ③施工場所（履行場所）
- ④工事概要（委託概要）
- ⑤工期（履行期間）
- ⑥資格要件
- ⑦申込期間
- ⑧入札保証金
- ⑨その他

(3) 入札結果は、入札後に会社ホームページで公表します。

4. 入札参加申請

(1) 入札への参加を申込みようとする者（以下「申請者」という。）は、公告に定める期限までに次に掲げる書類のうち公告で定められた書類を提出するものとします。

- ①入札参加申請書
- ②工事等発注表の資格要件を証明する契約書等の写し
- ③その他公告で求めている資料

(2) 入札参加申請は、工事等発注表の申込場所に持参する、もしくは郵便による送付について「制限付き一般競争入札に係る郵便入札実施要綱」の要件すべてに該当する場合に受け付けます。

5. 入札参加申請書受領通知

会社は入札参加申請書を受領した際に、申請締め切り日から2日以内（土日祝日を除く）に入札参加申請書受領通知を送付することとします。入札参加申請書受領通知は、代表取締役社長印を省略することとします。入札参加申請書受領通知には、入札保証金について指示しなくてはなりません。

6. 質問回答書

申請者は公告された案件について、申請期間において質問回答書にて内容の確認をすることができます。経理課宛に質問回答書をメールで送付し、回答は公告に追加する形で行うこととします。

7. 郵便入札

郵便による入札を受け付けます。「制限付き一般競争入札に係る郵便入札実施要綱」の要件すべてに該当する場合に限りです。

8. 開札

- (1) 開札は申請者が1人である場合であっても、原則として執行するものとします。
- (2) 入札書のほか積算内訳書の提出が必要です。
- (3) 開札により、予定価格以下で最低制限価格が設定されている場合は最低制限価格以上で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを「落札候補者」とし、落札決定を保留するものとします。

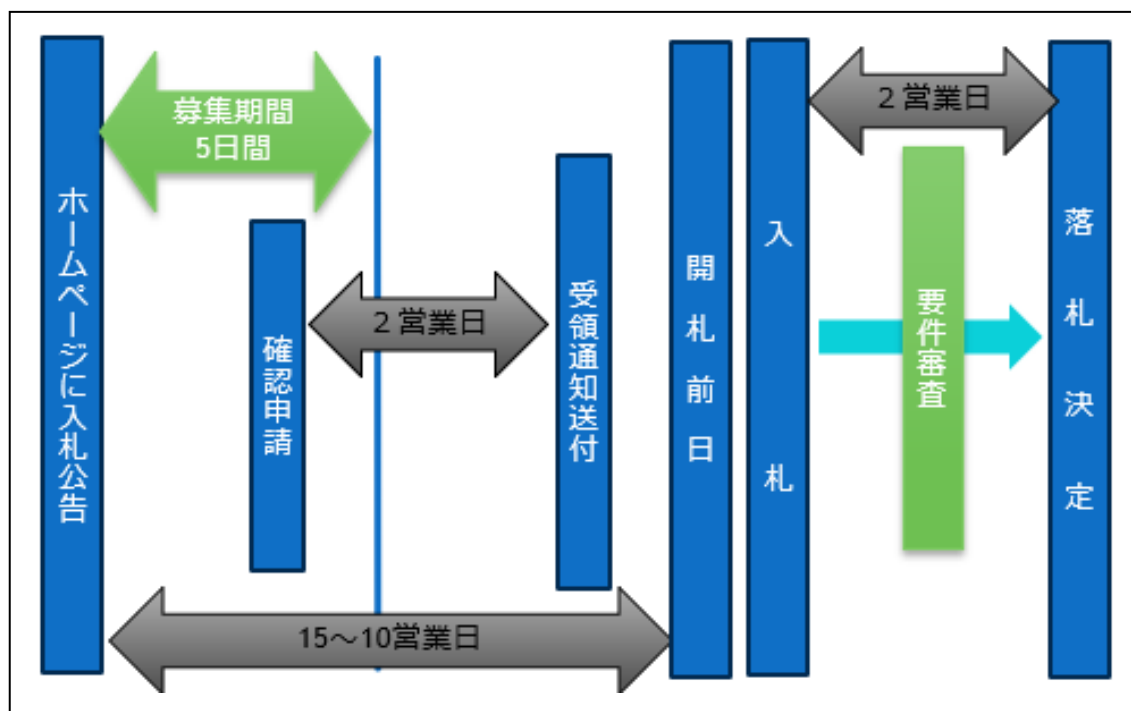
9. 落札者の決定

- (1) 落札者の決定にあたっては、別に定めるところにより、落札候補者の入札参加資格の有無の確認及び入札参加資格がないと認める場合の理由の審査を行うものとします。
- (2) 資格確認の結果、落札候補者について入札参加資格があると認めた場合は、当該落札候補者を落札者と決定しなければなりません。落札者が決定した際に、会社は速やかに落札者に連絡し、落札者を公告しなければなりません。
- (3) 落札者の決定は、原則、開札日の2営業日後までに行うものとします。
- (4) 資格確認の結果、落札候補者について入札参加資格がないと認めた場合は、その落札候補者の入札を無効とし、当該候補者に対し一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知を行うものとします。
- (5) 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格が設定されている場合は最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者としていた場合であっても、予定価格の制限の範囲内で当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行ったものを新たな落札候補者とし、資格確認を行うものとします。この場合において、次順位者について入札参加資格がないと認めた場合は、そのもの入札を無効とし、順次、同様にして入札参加資格があると認めるものが確認されるまで資格確認を行うものとします。

10. その他

- (1) 資本若しくは人事面等において関連会社となる業者については、一緒に同一案件に申し込みはできません。
- (2) 申し込みにあたり、現在の手持ち業務及び指名状況等を勘案し、技術者数等について十分考慮のうえ申込書を提出して下さい。

【参考】公告から入札までの流れ



Ⅱ．積算内訳書の提出について

千葉都市モルール株式会社が制限付き一般競争入札で執行する工事等については、入札金額の算出根拠となる積算内訳書の提出が必要となりますので以下の事項に留意して下さい。

1．積算内訳書提出の対象

業種・金額等に関わらず、制限付き一般競争入札により執行する全ての工事等の入札参加者は積算内訳書を提出してください。

2．積算内訳書の作成及び提出方法

(1) 記載事項は以下のとおりとします。

ア 工事等の件名

イ 入札者の所在地、商号及び名称、代表者の職・氏名及び印鑑（JVの場合は、代表構成員のもののみで足りることとします。）

ウ 入札金額の内訳（当該競争入札に際し、参考資料として配付した数量内訳書の、設計金額合計までの大内訳書とし、各項目に該当する金額を記載してください。）

(2) 様式は当該競争入札の数量内訳書の項目に準じたものとしてください。用紙サイズはA4（縦・横自由）とします。

(3) 提出方法は、入札書投函と同時に提出するものとします。

3．積算内訳書の作成にあたっての注意事項等

(1) 積算内訳書は、入札金額に対応する内容で作成してください。

(2) 競争入札の適正な執行を図るため、表紙等を付して、他の入札参加者に記載した金額を知られることがないようにしてください。

(3) 積算内訳書を提出できない場合は、失格とします。

(4) 最低価格入札者の積算内訳書の内容を確認後、落札決定します。

(5) 提出された積算内訳書は返却しません。

(6) 必要に応じ、提出された積算内訳書を精査する場合があります、別途詳細な積算内訳書の提出を求める場合があります。

(7) 談合があると疑うに足りる事実があった場合は、積算内訳書を公正取引委員会等に提出します。また、落札決定後又は契約締結後であっても、談合等の事実が発覚した場合は、当該落札決定又は契約を取り消します。

Ⅲ. 最低制限価格について

千葉都市モルール株式会社が制限付き一般競争入札により発注する建設工事および業務委託等に、最低制限価格を設定する場合の取扱いについて以下のとおり定めましたのでお知らせします。

1. 算定方法

(1) 建設工事等（修繕含む）の場合

対象とする建設工事等の予定価格の算出の基礎となった次の費用に、それぞれ費用ごとに定めた割合を乗じて得た額を合算する。ただし、予定価格の90%を超える場合は90%の額とし、予定価格の75%に満たない場合は75%の額とする。

なお、算出された金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。また、対象とする建設工事等の内容及び技術的特性等から特に必要があると認められるものについては、契約ごとに予定価格の75%から90%の範囲内で定めることができる。

- ①直接工事費(直接工事費、直接製作費、機器費、設計技術費、処分費)の95%以内
- ②共通仮設費（共通仮設費、間接労務費）の90%以内
- ③現場管理費（現場管理費、工場管理費、据付間接費、技術者間接費）の80%以内
- ④一般管理費（一般管理費）の55%以内

(2) 業務委託の場合

対象とする業務委託の予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。なお、算出された金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

IV. 入札保証金について

千葉都市モルール株式会社の制限付き一般競争入札に参加する場合は、事前に入札保証金を預けていただくこととなりますので以下の事項に留意して下さい。

1. 入札保証金

入札に参加される方が見積る契約金額の100分の3以上の入札保証金をお預かりします。

ただし、過去3年間に本工事概要と同種・同規模の工事を施工した実績がある場合は免除いたします。

2. 入札保証の方法

入札保証の方法は以下のいずれかの方法によるものとします。

- (1) 銀行振込による入金
- (2) 国債、地方債
- (3) 金融機関等による入札保証
- (4) 保険会社による入札保証保険

3. 入札保証金を免除するにあたっての注意事項等

- (1) 入札保証金を免除とする場合は、契約書の写し及び概要等の実績のわかる資料を提出して下さい。
- (2) 入札保証金の全部又は一部の納付を免除された方が落札者となった場合において、当該落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとします。

4. 入札保証金の返還

- (1) 入札保証金は、開札終了後、または入札を中止したとき返還します。
- (2) 入札保証金は、落札者の申出により変換せずに契約保証金の一部に充填することができます。